

22建企第563号
平成23年 1月21日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会

様

長崎県土木部長



地域建設業経営強化融資制度の延長等について

このことについて、平成22年12月14日付け国総建第213号及び国総建整第208号により国土交通省建設流通政策審議官より標記制度の延長の通知がありましたので、別添のとおり通知します。

つきましては、貴下会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本県においては「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づき標記制度の事務処理を行っており、その手続きに変更はありませんが、建設工事標準請負契約書の改正に伴う当該要領等の改正を行いましたので併せて通知します。

主な改正内容は下記のとおりです。

記

1. 地域建設業経営強化融資制度

平成24年3月末日まで1年間延長

2. 地域建設業経営強化制度の運用について

- (1) 「請負者」を「受注者」に改める。
- (2) 付則に次の一項を加える。

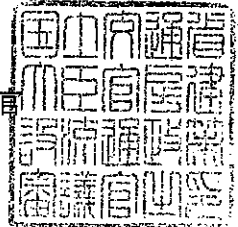
この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

3. 工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

- (1) 「請負者」を「受注者」に改める。

長崎県知事 殿

国土交通省建設流通政策審議会



地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところであるが、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、本制度を1年間延長するとともに、その一層円滑な運用を図るため所要の見直しを行うこととし、下記によることとしたので、引き続き積極的に活用願いたい。なお、国土交通省直轄工事においても、本制度を延長することとしたので、念のため申し添える。

H24.3.31まで1年間延長

また、本制度については、従来公共工事に係る工事請負代金債権をその対象としてきたところであるが、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を一層強化するため、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を対象として追加することとし、別添のとおり、財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

なお、管内の市町村、業界団体、事業協同組合等に対しても、この旨周知方願います。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）の一部を次のように改正する。

記6中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

附則中「平成23年」を「平成24年」に改める。

別添様式2第3条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第5条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

附 則

- 1 この通達は、平成22年12月22日から適用する。
- 2 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）の一部を次のように改正する。

記2（4）中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

別添様式2第3条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 甲は、第7条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

○「地域建設業経営強化融資制度について」の一部改正新旧対照表

○「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建第154号)

改 正 案	現 行
1～5 (略) 6 債権譲渡先 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合連合会等を含む。)又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に關して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基礎及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。 なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。	1～5 (略) 6 債権譲渡先 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合連合会等を含む。)又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に關して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基礎及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。 なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。
附 則 この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。 ◆債権譲渡契約証書◆ (様式2)	附 則 この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。 ◆債権譲渡契約証書◆ (様式2)
□□□□株式会社(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。 第1条・第2条 (略) 第3条 (禁止事項) 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他	□□□□株式会社(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。 第1条・第2条 (略) 第3条 (禁止事項) 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しそ

債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第5条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第4条～第12条 (略)

平成 年 月 日

債権譲渡人 (甲)

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

債権譲受人 (乙)

～ 住 所 ～

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

の他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第4条～第12条 (略)

平成 年 月 日

債権譲渡人 (甲)

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

債権譲受人 (乙)

～ 住 所 ～

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

○「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成11年1月28日付け建設省経発第8号)

改 正 案	現 行
1 (略) 2 債権譲渡関係全般 (1)～(3) (略) (4) 債権譲渡先 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に 関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸 付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす 者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者で あって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資 金の貸付事業を行う者とする。 なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿につ いては、別途連絡する。 (5)～(11) (略) 3・4 (略)	1 (略) 2 債権譲渡関係全般 (1)～(3) (略) (4) 債権譲渡先 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)) 又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実 務に 関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸 付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす 者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者 者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資す る資金の貸付事業を行う者とする。 なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿につ いては、別途連絡する。 (5)～(11) (略) 3・4 (略)
◆債権譲渡契約証書◆ (様式2)	◆債権譲渡契約証書◆ (様式2)
□□□□株式会社(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、 乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。 第1条・第2条 (略) 第3条(禁止事項) 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他 債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。 2. 甲は、第7条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡 しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から	□□□□株式会社(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、 乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。 第1条・第2条 (略) 第3条(禁止事項) 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しそ の他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第4条～第12条 (略)

平成 年 月 日

債権譲渡人 (甲)

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

債権譲受人 (乙)

～ 住 所 ～

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

第4条～第12条 (略)

平成 年 月 日

債権譲渡人 (甲)

～ 住 所 ～

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

債権譲受人 (乙)

～ 住 所 ～

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

(改正後の通達全文)

国 総 建 第 197 号

国 総 建 整 第 154 号

平成20年10月17日

都道府県知事

あて

政令指定都市長

国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度について

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うことができることとする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間、下記のとおり実施することとしたので、積極的に活用されたい。なお、国土交通省の直轄工事においても、このたび本制度に係る工事請負代金債権の譲渡を認めることとしたところであるので、念のため申し添える。

なお、管下の市町村、業界団体、事業協同組合等に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記14に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

2 債権譲渡の対象債権

工事請負代金債権を対象とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事に係る工事請負代金債権は対象外とする。

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。なお、中小・中堅元請建設業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には中小・中堅元請建設業者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5 承諾権限

中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、本件工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

7 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が中小・中堅元請建設業者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考）○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

六 （略）

②・③ （略）

8 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とするものについては本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、中小・中堅元請建設業者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

9 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととする。ただし、各都道府県等の実情に応じて発注者が行うことも差し支えない。

10 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の中小・中堅元請建設業者に対する当該工事に係

る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該中小・中堅元請建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該中小・中堅元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

11 債権譲渡の通知

中小・中堅元請建設業者及び債権譲渡先は発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出することとする。

12 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は債権譲渡通知書を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更することとする。

13 支払計画等の提出

中小・中堅元請建設業者は債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。

14 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先からの中小・中堅元請建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

15 その他の留意点

(1) 発注者における留意事項

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、各発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、中小・中堅元請建設業者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分ご留意されたい。

(2) 預託制度の活用

本制度を活用する場合、保証事業会社及び勤労者退職金共済機構の預託制度を活用することができるので、その旨周知徹底されたい。

(3) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用できる所以、その旨周知されたい。

(4) 債権譲渡承諾依頼書等の書式等

債権譲渡承諾依頼書等の書式等については、各発注者又は債権譲渡先ごとに定めることとなるが、参考までに考えられる契約書式・契約書等の例を別添のとおり添付する。

- ① 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式1）
- ② 債権譲渡契約証書（様式2）
- ③ 債権譲渡通知書（様式3）
- ④ 金銭消費貸借契約書（様式4）
- ⑤ 支払状況・支払計画書（様式5）
- ⑥ 保証事業会社の受益の意思表示（様式6）
- ⑦ 工事請負代金請求書（様式7）

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 平成 年 月 日
- (4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第5

条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第5条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

第7条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事

業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

(改正後の通達全文)

建設省経振発第8号

平成11年1月28日

都道府県知事 あて
政令指定都市長

建設省建設経済局長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関の貸出資産の圧縮等による貸し渋り等により、建設業は非常に厳しい経営環境に直面し、倒産が急増するとともに、下請業者等も下請代金の支払へのしわ寄せや連鎖倒産等の問題に直面している。

こうした状況に対応するため、建設省は平成10年12月9日に「建設業の経営改善に関する緊急対策」を策定し、その中に、50億円（うち国庫補助分25億円～平成10年度第三次補正予算で措置）の新基金を財団法人建設業振興基金に設け、最大2,000億円程度の債務保証事業等を行う「建設業緊急安定化事業」の創設を盛り込んだ。建設業緊急安定化事業のひとつとして、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した一定の債権譲渡先による転貸融資方式と財団法人建設業振興基金の債務保証を組み合わせた方式を創設することとしたので、積極的に活用されたい。なお、建設省の直轄工事においても、このたび工事請負代金債権の譲渡を認めることとしたところであるので、念のため申し添える。

以下は、基本的な仕組みであり、具体的運用は、各都道府県等がその実情に応じて定めることとされたい。

（なお、管下の市町村、業界団体、事業協同組合等に対しても、この旨周知方お願いする。）

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、記2（4）を除き、以下「元請負人」という。）から記2（4）に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が元請負人に対して融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興

基金が行うことができるものとする。また、債権譲渡先は、融資に際し、元請負人の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請負人が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請負人に代わって下請負人等への支払を行う。

2 債権譲渡関係全般

(1) 債権譲渡の対象債権

工事請負代金債権を対象とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事に係る工事請負代金債権は対象外とする。

(2) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。なお、債権譲渡先と元請負人の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には元請負人が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

(3) 承諾権限

元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、本件工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

(4) 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、

別途連絡する。

(5) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

(6) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考） 民法施行法第5条

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

(7) 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とするものについては本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、元請負人はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

(8) 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととする。ただし、各都道府県等の実情に応じて発注者が行うことも差し支えない。

なお、財団法人建設業振興基金の被保証者たる事業協同組合等は、出来高確認を行うのに要した事務費の一部についての助成を財団法人建設業振興基金より受けることができる。

(9) 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び元請負人倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が元請負人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう（以下同じ）。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ その他元請負人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

(10) 債権譲渡の通知

元請負人及び債権譲渡先は発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出することとする。

(11) 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は債権譲渡通知書を受領した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更することとする。

3 下請保護関係

(1) 元請負人の倒産時に保護する下請負人等の範囲

保護する下請負人等は、元請負人が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人（元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）とする。

(2) 融資時の債権譲渡先への元請負人の支払計画等の提出

元請負人は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出することとする。

(3) 元請負人倒産時の下請保護方策

元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、原則として、以下①又は②のいずれかの措置を講じるものとする。

① 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、元請負人と債権譲渡先の間で任意に定めるものとする。

② 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、また、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、元請負人の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が元請負人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うなどにより、できるだけ下請負人等の債権の保護を図る方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①

又は②への移行を図るようにすることとする。

(4) 下請負人等の受益の意思表示について

前項①及び②における契約は民法における第三者のためにする契約であり、第三者たる下請負人等が元請負人の倒産時に債権譲渡先より支払を受ける権利は、契約の利益を享受する意思表示しなければ発生しない（民法第537条第2項）。したがって、融資時に前々項の下請負人等への支払計画等を元請負人から債権譲渡先に提出する際、あるいはその後下請契約を締結した後速やかに、元請負人と連署で下請負人等の下請債権等の受益の意思表示を書面にて提出させることとする。

なお、この場合第三者対抗要件である確定日付を取得しておくことが望ましい。

(5) 元請負人の倒産時における下請負人等の下請債権等の確認及び支払について

債権譲渡先にて債権者及び債権額を確認し、債権額に応じた按分比例その他債権譲渡先が公平と認める方法によって、下請負人等へ支払を行うこととする。下請債権等の確認を行う際は、弁護士等の外部の専門家も活用することが望ましい。弁護士が必要な場合には、最寄りの弁護士会で相談を受けることができるので、念のため申し添える（別添参照）。

なお、この場合財団法人建設業振興基金の被保証者たる事業協同組合等は、下請負人等への支払等の事務に要した費用についての助成を財団法人建設業振興基金より受けることができる。

4 その他の留意点

(1) 発注者における留意事項

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、各発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分ご留意されたい。

(2) 預託制度の活用

本制度を活用する場合、保証事業会社及び勤労者退職金共済機構の預託制度を活用することができるので、その旨周知徹底されたい。

(3) 本制度に係る融資及び「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

(4) 債権譲渡承諾依頼書等の書式等

債権譲渡承諾依頼書等の書式等については、各発注者又は債権譲渡先ごとに定めることとなるが、参考までに考えられる契約書式・契約書等の例を別添のとおり添付する。

- ① 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式1）
- ② 債権譲渡契約証書（様式2）
- ③ 債権譲渡通知書（様式3）
- ④ 金銭消費貸借契約書（様式4）
- ⑤ 支払状況・支払計画書（様式5）
- ⑥ 下請負人等の受益の意思表示（工事業者用）（様式6）

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受け

る債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第9条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第5条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 （上記第2項と同文）

第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行ない、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第7条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第7条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第10条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

【別添1】

国官会第1730号

国地契第39号

国総建第212号

国総建整第207号

平成22年12月14日

別紙 あて

国土交通省大臣官房長

国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところであるが、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。

なお、本制度については、従来公共工事に係る工事請負代金債権をその対象としてきたところであるが、建設業の資金調達の円滑化を一層推進するため、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を対象として追加することとし、別添のとおり、財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

記6中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

附則中「平成23年」を「平成24年」に改める。

附 則

- 1 この通達は、平成22年12月22日から適用する。
- 2 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）の一部を次のように改正する。

記中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

記5中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

(別 紙)

大臣官房会計課長

自動車交通局長

航空局長

海上保安庁次長

運輸安全委員会事務局長

国土技術政策総合研究所副所長

沖縄総合事務局総務部長

東北運輸局長

関東運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

九州運輸局長

北海道開発局長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

東京航空局長

海上保安大学校長

第一管区海上保安本部長

第三管区海上保安本部長

第五管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第九管区海上保安本部長

第十一管区海上保安本部長

気象衛星センター所長

仙台管区気象台長

大阪管区気象台長

沖縄気象台長

大臣官房官庁営繕部長

港湾局長

気象庁総務部長

海難審判所長

北海道運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

神戸運輸監理部長

四国運輸局長

東北地方整備局副局長

関東地方整備局副局長

北陸地方整備局次長

中部地方整備局副局長

近畿地方整備局副局長

中国地方整備局副局長

四国地方整備局次長

九州地方整備局副局長

大阪航空局長

海上保安学校長

第二管区海上保安本部長

第四管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

第八管区海上保安本部長

第十管区海上保安本部長

気象研究所長

札幌管区気象台長

東京管区気象台長

福岡管区気象台長

○「地域建設業経営強化融資制度について」の一部改正新旧対照表

○「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日国会第1254号、国総建第196号、国総建第153号)

改 正 案	現 行
記 記	記
1 本制度の概要 本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。)が、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官(以下「発注者」という。)の承諾(工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)、「工事標準請負契約書について(依命通達)」(平成8年3月1日付け官会第261号)、「北海道開発局工事請負契約書案について」(平成9年1月16日付け北開局工第187号)又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省官管発第556号)によるもの)をいう。)を得て記6に規定する債権譲渡先(以下「債権譲渡先」という。)に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者(記6を除き、以下「受注者」という。)に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が受注者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記10に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。 2 債権譲渡の対象工事 本制度は、以下を除く工事を対象とする。 (1)・(2) (略) (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事 (4) (略) (5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事	1 本制度の概要 本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。)が、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官(以下「甲」という。)の承諾(工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)、「工事標準請負契約書について(依命通達)」(平成8年3月1日付け官会第261号)、「北海道開発局工事請負契約書案について」(平成9年1月16日付け北開局工第187号)又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省官管発第556号)によるもの)をいう。)を得て記6に規定する債権譲渡先(以下「債権譲渡先」という。)に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者(記6を除き、以下「乙」という。)に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が乙に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記10に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。 2 債権譲渡の対象工事 本制度は、以下を除く工事を対象とする。 (1)・(2) (略) (3) 甲が役務的保証を必要とする工事 (4) (略) (5) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額が増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならぬ旨を定めることとする。

4 (略)

5 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとしている。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特別民法法人である建設業者団体という。以下同じ。）又は建設の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基礎及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

7 支払計画等の提出

受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額が増減が生じた場合には乙が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならぬ旨を定めることとする。

4 (略)

5 承諾権限

乙が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとしている。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体という。以下同じ。）又は建設の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基礎及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

7 支払計画等の提出

乙は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当

の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日にあたる場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

10 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

11 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者

当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の乙に対して有する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して乙に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が乙に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

甲は、(3)の場合を除き、乙から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日にあたる場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに乙に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、甲は、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

甲は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。

10 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から乙への融資額を控除した金額の範囲内とする。

11 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、甲にお

においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) (略)

附 則

この通達よ、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

いては、債権譲渡を申請したことをもって、乙の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって乙の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) (略)

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

改 正 案	現 行
1 本制度の概要 本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本金の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡について、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）が工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚令第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管第556号）によるものという。以下同じ。）第5条第1項第1項ただし書に規定する「発注者の承諾」を得て譲渡がなされた当該債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記5を除き、以下「受注者」という。）に対して融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、債権譲渡先は、融資に際し、受注者の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一受注者が倒産に至った場合には、債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等への支払を行う。 なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう（以下同じ）。 ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合 ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ③ その他受注者が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合 2 債権譲渡の対象工事 本制度は、以下を除く工事を対象とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事 (4) (略)	1 本制度の概要 本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本金の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡について、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）が工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚令第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管第556号）によるものという。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「甲の承諾」を得て譲渡がなされた当該債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記5を除き、以下「乙」という。）に対して融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、債権譲渡先は、融資に際し、乙の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一乙が倒産に至った場合には、債権譲渡先が乙に代わって下請負人等への支払を行う。 なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう（以下同じ）。 ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合 ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ③ その他乙が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合 2 債権譲渡の対象工事 本制度は、以下を除く工事を対象とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 甲が役務的保証を必要とする工事 (4) (略)

(5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額が増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとしている。

5 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基礎及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名稱については、別途連絡する。

6 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

(1) 融資時の債権譲渡先への受注者の支払計画等の提出

受注者は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請

(5) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、債権譲渡先と乙の間の債権譲渡契約において、請負代金額が増減が生じた場合には乙が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 承諾権限

乙が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとしている。

5 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基礎及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名稱については、別途連絡する。

6 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

(1) 融資時の債権譲渡先への乙の支払計画等の提出

乙は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時ま

時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。

(2) 受注者倒産時の下請保護方策

発注者は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、以下の①又は②のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

- ① 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、受注者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、受注者と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、発注者は関与しないものとする。

- ② 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、残余の部分を受注者に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定められていること。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と受注者との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、受注者の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るようすることとしているので念のため申し添える。

での下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。

(2) 乙倒産時の下請保護方策

甲は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、原則として、以下の①又は②のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

なお、乙の倒産時等の下請保護に関しては、乙及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、甲は関与しないものとする。

- ① 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、乙に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、乙と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、甲は関与しないものとする。

- ② 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額から乙への貸付金を精算の上、残余の部分を乙に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定められていること。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と乙との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額から乙への貸付金を精算の上、乙の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が乙に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るようすることとしているので念のため申し添える。

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び受注者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであるが、債権譲渡先が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

8 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

9 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるが、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であることのみならず、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) (略)

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の乙に対する当該工事に係る貸付金及び乙倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであるが、債権譲渡先が乙に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

8 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

甲は、(3)の場合を除き、乙から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに乙に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、甲は、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

甲は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。

9 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるが、甲においては、債権譲渡を申請したことをもって、乙の経営状態が不安定であることのみならず、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって乙の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) (略)

(改正後の通達全文)

国官会第1254号

国地契第33号

国総建第196号

国総建整第153号

平成20年10月17日

別紙あて

国土交通省大臣官房長

国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度について

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うことができることとする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間実施することとした。本制度の運用に当たっては、下記によることとしたので、留意されたい。

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）の承諾（工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）によるものをいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「発注者の承諾」をいう。）を得て記6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記6を除き、以下「受注者」という。）に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が受注者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記10に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ① 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ③ その他別に定める工事
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項（第98条で準用する場合を含む。）の調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高(記2(2)①にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとしている。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

7 支払計画等の提出

受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写し

を受けて確認することとしている。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

10 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

11 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれか

を選択して利用できるものとする。

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(改正後の通達全文)

平成14年12月18日

国官会第1811号

国地契第59号

国総振第140号

別紙 あて

国土交通省大臣官房長

総合政策局長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

従来、国土交通省においては、100億円（うち国庫補助分50億円）の基金を財団法人建設業振興基金に設け、最大4,000億円程度の債務保証等の事業の利用促進を図ってきたところである。これは、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、一定の下請保護方策を講ずることを前提として、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）を一定の債権譲渡先に譲渡することを認め、これを担保とすることにより当該債権譲渡先が当該建設業者に対して行う転貸融資について財団法人建設業振興基金が債務保証を行う事業（下請セーフティネット債務保証事業）である。

しかしながら、建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者の資金繰り悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、今後本制度の運用に当たっては下記によることとしたので、留意されたい。

なお、「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度」（平成11年1月28日付け建設省厚契第8号、建設省経振第6号）及び「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年2月22日付け官会第248号）は廃止する。

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡について、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）が工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）によるものをいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「発注者の承諾」を得て譲渡がなされた当該債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記5を除き、以下「受注者」という。）に対して融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、債権譲渡先は、融資に際し、受注者の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一受注者が倒産に至った場合には、債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等への支払を行う。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう（以下同じ）。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ その他受注者が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ① 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項（第98条で準用する場合を含む。）の調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な

事由がある工事

3. 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4. 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとしている。

5. 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

6. 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

(1) 融資時の債権譲渡先への受注者の支払計画等の提出

受注者は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。

(2) 受注者倒産時の下請保護方策

発注者は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡

契約において、原則として、以下の①又は②のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

- ① 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、受注者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、受注者と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、発注者は関与しないものとする。

- ② 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、残余の部分を受注者に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において定められていること。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と受注者との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、受注者の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るようにすることとしているので念のため申し添える。

7 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び受注者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

8 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

9 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) 本制度に係る融資及び「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

この通達は、平成14年12月18日から適用する。

【別添2】

国官会第1731号

国地契第40号

国官技第269号

国営計第90号

国北予第28号

平成22年12月14日

別紙あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

国土交通省北海道局予算課長

地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いの一部改正について

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が依然として極めて厳しい状況に直面していることから、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、「地域建設業経営強化融資制度の延長について」（平成22年12月14日国官会第1730号、国地契第39号、国総建第212号、国総建整第207号）に基づき標記制度を延長することとしたところであるが、制度の一層円滑な運用を図るため、その事務取扱いにつ

いては下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）の一部を次のように改正する。

記中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

附則中「平成23年」を「平成24年」に改める。

別添様式3第5条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

附 則

- 1 この通達は、平成22年12月22日から適用する。

- 2 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号）の一部を次のように改正する。

記中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

別添様式第3-①第5条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

別添様式第3-②第5条中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

○「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」の一部改正新旧対照表

○「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」(平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号)

改 正 案	現 行
1・1の2 (略) 2 債権譲渡の対抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者(官房長通達記1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。)の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官(以下「発注者」という。)の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。 (参考) ○民法施行法(明治31年法律第11号)(抄) 第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス 一〜四 (略) 五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス 六 (略) ②・③ (略) 3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約」における 契約の保証に関する取扱いについて(平成7年6月30日付け建設省令発第365号、建設 省厚契発第30号)、「工事標準請負契約書について(依命通達)」(平成8年3月1日付け官会第261号)又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成7年9月18日付け北開局工第80号)に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要 とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。	1・1の2 (略) 2 債権譲渡の対抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者(官房長通達記1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「乙」という。)の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官(以下「甲」という。)の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。 (参考) ○民法施行法(明治31年法律第11号)(抄) 第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス 一〜四 (略) 五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス 六 (略) ②・③ (略) 3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、甲が「工事請負契約及び設計業務等委託契約」における 契約の保証に関する取扱いについて(平成7年6月30日付け建設省令発第365号、建設 省厚契発第30号)、「工事標準請負契約書について(依命通達)」(平成8年3月1日付け官会第261号)又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成7年9月18日付け北開局工第80号)に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要 とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

4・5 (略)

6 債権譲渡の承諾の申請書類
 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。
 (1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2 (1)に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。) 3通
 (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書 (様式3) の写し1通
 (3) (略)
 (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通
 (5) (略)

7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等
 (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。
 (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
 ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに受注者の承諾のための手続を行うものとする。
 ②・③ (略)
 ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書 (様式2) 2通を受注者に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項
 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。
 (1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 及び債権譲渡契約証書 (様式3) の写し
 譲渡対象債権の金額 (申請時時点) が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
 (2) (略)
 (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
 ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
 ② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において (申請書類は個別に提出させる)、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出

4・5 (略)

6 債権譲渡の承諾の申請書類
 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるものとする。
 (1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2 (1)に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。) 3通
 (2) 乙と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書 (様式3) の写し1通
 (3) (略)
 (4) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通
 (5) (略)

7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等
 (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。
 (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
 ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに甲の承諾のための手続を行うものとする。
 ②・③ (略)
 ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権譲渡承諾書 (様式2) 2通を乙に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項
 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。
 (1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 及び債権譲渡契約証書 (様式3) の写し
 譲渡対象債権の金額 (申請時時点) が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
 (2) (略)
 (3) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書
 ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
 ② 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において (申請書類は個別に提出させる)、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略

を省略することができるものとする。

9 融資実行の報告書等の要求

- (1) 受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、官房長通達記10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

10 (略)

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
 - (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
 - (3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
 - (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
- 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による譲替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。
- また、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

13 (略)

することができるものとする。

9 融資実行の報告書等の要求

- (1) 乙及び債権譲渡先が、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 乙が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、官房長通達記10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに甲に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

10 (略)

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
 - (2) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
 - (3) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
 - (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
- 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による譲替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。
- また、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書
8(3)の規定に留意すること。

13 (略)

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(様式3)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条（略）

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条～第14条（略）

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲） □□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙） ○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(様式3)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条（略）

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条～第14条（略）

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲） □□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙） ○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

○「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」(平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号)

改 正 案	現 行
1 (略) 2 債権譲渡の對抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者(官房長通達1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。)の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担担当官(以下「発注者」という。)の有効な日付ある承諾を得ること (参考) 民法施行法第5条 一～四 (略) 五 官庁又ノ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附 ヲ以テ其証書ノ確定日附トス 3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約」における契約の保証に関する取扱いについて(平成7年6月30日付け建設省令第365号、建設省厚契発第30号)、「工事標準請負契約書」について(依命通達)「(平成8年3月1日付け官会第261号)又は「工事請負契約」における契約の保証に関する取扱いについて(平成7年9月18日付け北開局工第80号)に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。 4・5 (略) 6 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させ	1 (略) 2 債権譲渡の對抗要件 債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者(官房長通達1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「乙」という。)の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担担当官(以下「甲」という。)の有効な日付ある承諾を得ること (参考) 民法施行法第5条 一～四 (略) 五 官庁又ノ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附 ヲ以テ其証書ノ確定日附トス 3 履行保証との関係 履行保証を付した工事のうち、甲が「工事請負契約及び設計業務等委託契約」における契約の保証に関する取扱いについて(平成7年6月30日付け建設省令第365号、建設省厚契発第30号)、「工事標準請負契約書」について(依命通達)「(平成8年3月1日付け官会第261号)又は「工事請負契約」における契約の保証に関する取扱いについて(平成7年9月18日付け北開局工第80号)に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。 保証委託契約等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。 4・5 (略) 6 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるも

るものとする。 (1) (略) (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書 (様式3) の写し1通 官房長通達6 (2)①、②の措置を講じるときは様式3-①が、同通達6 (2)ただし書による措置を講じるときは様式3-②が使用されているこ とを確認すること。 (3) (略) (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通 (5) (略)	7 債権譲渡の承諾の決済処理手順等 (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。 (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行う ものとする。 ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに発注者の承諾のた めの手続を行うものとする。 ②・③ (略) ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた 債権譲渡承諾書 (様式2) 2通を受注者に交付すること。	8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。 (1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 譲渡対象債権の金額 (申請時時点) が工事請負契約に基づき受注者が請 求できる債権金額と一致していること等を確認すること。 (2)・(3) (略) (4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。 ② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾 依頼等を行う場合において (申請書類は個別に提出させる)、申請書類 等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書 が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提 出を省略することができるものとする。
--	---	--

のとする。 (1) (略) (2) 乙と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書 (様式3) の写し1通 官房長通達6 (2)①、②の措置を講じるときは様式3-①が、同通達6 (2)ただし書による措置を講じるときは様式3-②が使用されているこ とを確認すること。 (3) (略) (4) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通 (5) (略)	7 債権譲渡の承諾の決済処理手順等 (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。 (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行う ものとする。 ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに甲の承諾のための 手続を行うものとする。 ②・③ (略) ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権 譲渡承諾書 (様式2) 2通を乙に交付すること。	8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。 (1) 債権譲渡承諾依頼書 (様式2) 譲渡対象債権の金額 (申請時時点) が工事請負契約に基づき乙が請求で きる債権金額と一致していること等を確認すること。 (2)・(3) (略) (4) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書 ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。 ② 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼 等を行う場合において (申請書類は個別に提出させる)、申請書類等の 提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既 に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を 省略することができるものとする。
--	---	--

9 融資実行の報告書の要求

受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。

10 (略)

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
- (3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前金及び第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

なお、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
8(4)の規定に留意すること。

13 (略)

(様式3-①)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

9 融資実行の報告書の要求

乙及び債権譲渡先が、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。

10 (略)

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
- (2) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
- (3) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前金及び第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

なお、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書
8(4)の規定に留意すること。

13 (略)

(様式3-①)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条～第14条 (略)

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人 (甲)

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人 (乙)

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

(様式3-②)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社 (以下、甲という) と〇〇〇建設業協同組合 (以下、乙という) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第6条～第14条 (略)

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人 (甲)

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人 (乙)

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

(様式3-②)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社 (以下、甲という) と〇〇〇建設業協同組合 (以下、乙という) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条～第4条 (略)

第5条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

第6条～第9条 (略)

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人 (甲)

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人 (乙)

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

第6条～第9条 (略)

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人 (甲)

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人 (乙)

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

(改正後の通達全文)

国官会第1255号

国地契第34号

国官技第171号

国営計第61号

平成20年10月17日

別紙 あり

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面していることにかんがみ、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「地域建設業経営強化融資制度」を「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号。以下「官房長通達」という。）に基づき実施することとしたところであるが、本制度に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 債権譲渡の対象工事として別に定める工事

官房長通達記2(2)③その他別に定める工事は、国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるものとする。

この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。また、債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。

1の2 工事履行報告書

官房長通達記4の規定に基づく承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書(様式1)の受領をもって足りることとする(出来高の査定ではない)。

2 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者(官房長通達記1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。)の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官(以下「発注者」という。)の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

(参考) ○民法施行法(明治31年法律第11号)(抄)

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一〜四 (略)

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

六 (略)

②・③ (略)

3 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号)、「工事標準請負契約書について(依命通達)」(平成8年3月1日付け官会第261号)又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成7年9月18日付け北開局工第80号)に定める役務的保証を必要とするものに

については、本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

4 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先（官房長通達記6に規定する債権譲渡先をいう。以下同じ。）が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

5 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書（様式3）第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2（1に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。））3通
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
- (3) 工事履行報告書（様式1）
- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

- (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。
- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
 - ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに発注者の承諾のための手続を行うものとする。
 - ② 申請書類等受理担当課は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
 - ③ 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに支出官に報告すること。
 - ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を受注者に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）及び債権譲渡契約証書（様式3）の写し
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 工事履行報告書（様式1）
工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
 - ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
 - ② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

9 融資実行の報告書等の要求

- (1) 受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、官房長通達記10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

10 工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとること。

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
- (3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。

る。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による読替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

また、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

(1) 工事請負代金請求書(様式6)

請求金額が官房長通達記3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 債権譲渡承諾書(様式2)の写し

8(1)の規定に留意すること。

(3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

8(3)の規定に留意すること。

13 支払の処理手順

支出官は上記11の(1)～(4)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧 (別表)

工事履行報告書 (様式 1)

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書 (様式 2)

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書 (様式 2 - 2)

債権譲渡契約証書 (様式 3)

債権譲渡整理簿 (様式 4)

融資実行報告書 (様式 5)

工事請負代金請求書 (様式 6)

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

保証事業会社の受益の意志表示

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と〇〇〇建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外に

は、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 本件工事請負契約が解除された場合
- (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

(改正後の通達全文)

平成14年12月18日

国官会第1812号

国地契第61号

国官技第230号

国営計第138号

別 紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房営繕計画課長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面している。

こうした状況を踏まえ、このたび中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した債権譲渡先による転貸融資と財団法人建設業振興基金の債務保証を組み合わせた方式（下請セーフティネット債務保証事業）については、今後「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会発第1811号、国地契発第59号、国総振発第140号。以下「官房長通達」という。）によることとされたところであるが、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについては、今後下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成11年1月28日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第20号）は、廃止する。

記

1 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高(官房長通達2(2)①にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書(様式1)の受領をもって足りることとする(出来高の査定ではない)。

2 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者(官房長通達1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。)の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官(以下「発注者」という。)の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

(参考) 民法施行法第5条

一～四 (略)

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

3 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

4 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先(官房長通達5に規定する債権譲渡先をいう。以下同じ。)が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

5 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書（様式 3-①、3-②）第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）3通
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
官房長通達6(2)①、②の措置を講じるときは様式3-①が、同通達6(2)ただし書による措置を講じるときは様式3-②が使用されていることを確認すること。
- (3) 工事履行報告書（様式1）
- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

7 債権譲渡の承諾の決済処理手順等

- (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。
- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
 - ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに発注者の承諾のための手続を行うものとする。
 - ② 申請書類等受理担当課は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
 - ③ 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに支出官に報告すること。
 - ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を受注者に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）
譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し
官房長通達6に従った下請保護方策が講じられていることを確認すること。
- (3) 工事履行報告書（様式1）

工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

(4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。

② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

9 融資実行の報告書の要求

受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。

10 工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとること。

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式6）1通

(2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通

(3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通

(4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前金及び第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

なお、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

(1) 工事請負代金請求書（様式6）

請求金額が官房長通達3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

- (2) 債権譲渡承諾書(様式2)の写し
8(1)の規定に留意すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
8(4)の規定に留意すること。

13 支払の処理手順

支出官は上記11の(1)～(4)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

附 則

この通達は、平成14年12月18日から適用する。

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧(別表)

工事履行報告書(様式1)

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書(様式2)

債権譲渡契約証書(様式3-①、3-②)

債権譲渡整理簿(様式4)

融資実行報告書(様式5)

工事請負代金請求書(様式6)

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

下請負人等の受益の意思表示(工事業者用)

下請負人等の受益の意思表示(資材業者用)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外に

は、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第11条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第7条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 （上記第2項と同文）

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金

錢については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第9条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第12条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外に

は、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

第7条（下請保護規定）

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

【別添3】

国 総 建 第 214 号

国 総 建 整 第 209 号

平成 22 年 12 月 14 日

財団法人建設業振興基金理事長殿

国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について

従来、貴基金におかれては、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）の適正な運用に努めていただいているところである。

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、本制度の対象工事について、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を追加する措置を講じるとともに、事業期間を 1 年間延長することとした。

ついては、新たな措置に係る事業（以下「新事業」という。）について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきを期するとともに、債権譲渡先及び対象工事を発注する民間事業者に対し、新事業を含めた本制度の活用のため周知徹底を図られたい。

なお、本制度の延長については、別添のとおり、関係者あてに通知したところであるので、念のため申し添える。

記

1. 新事業の概要

新事業は、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1500 人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記 2 (5) に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建

設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が同法第 19 条第 1 号に基づき、記 3 に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

2. 債権譲渡関係

(1) 債権譲渡の対象債権

社会全体の効用を高める施設に関する民間工事に係る工事請負代金債権を対象とする。

社会全体の効用を高める施設に関する民間工事とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他の財団法人建設業振興基金が認めた施設に関する工事とする。

ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事に係る工事請負代金債権は対象外とする。

(2) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第 50 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、中小・中堅元請建設業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には中小・中堅元請建設業者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

(3) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。ただし、前払がなされない工事にあっては、この限りでない。

(4) 承諾権限

中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、発注者の承諾を得るも

のとする。

(5) 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(6) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が中小・中堅元請建設業者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考）○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 （略）

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三～六 （略）

②・③ （略）

(7) 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とするものについては新事業の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、中小・中堅元請建設業者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

(8) 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととする。ただし、実情に応じて発注者が行うことも差し支えない。

(9) 譲渡債権が担保する範囲

新事業に係る譲渡債権は、債権譲渡先の中小・中堅元請建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該中小・中堅元請建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は

保証事業会社が中小・中堅元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(10) 債権譲渡の通知

中小・中堅元請建設業者及び債権譲渡先は発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出することとする。

(11) 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は債権譲渡通知書を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更することとする。

(12) 支払計画等の提出

中小・中堅元請建設業者は債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。

3. 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、保証事業会社の保証を受けて前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先からの中小・中堅元請建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

4. その他

本通達に定めのない事項の取扱いについては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日国総建第 197 号、国総建整第 154 号）等に準じて、適切に対処されたい。

附 則

この通達は、平成年 22 年 12 月 22 日から適用することとし、平成 24 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

地域建設業経営強化融資制度の運用について

改 正 後	改 正 前
第1条 (略) (対象工事) 第2条 (略) (1)～(3) (略) (4) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事 第3条～第8条 (略) (下請保護) 第9条 (略) (1) (略) (2) 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、<u>受注者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約</u>（以下「<u>本件工事請負契約</u>」という。）を履行するために使用する下請負人（<u>受注者と直接の契約関係を有する者</u>であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（<u>受注者と直接の契約関係を有する者</u>であって法人、個人を問わない。）とする。 第10条～第16条 (略)	第1条 (略) (対象工事) 第2条 (略) (1)～(3) (略) (4) 請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事 第3条～第8条 (略) (下請保護) 第9条 (略) (1) (略) (2) 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、<u>請負者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約</u>（以下「<u>本件工事請負契約</u>」という。）を履行するために使用する下請負人（<u>請負者と直接の契約関係を有する者</u>であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（<u>請負者と直接の契約関係を有する者</u>であって法人個人を問わない。）とする。 第10条～第16条 (略)

付則

この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

地域建設業経営強化融資制度の運用について

(目 的)

第1条 この運用は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を目的として、長崎県が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定により、国の地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号国総建整第154号）における債権譲渡の承諾をする場合についての取扱を定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。

(1) 前金払の支払いを受けた工事で、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められた工事。ただし、契約書第31条第2項の規定に基づく検査に合格した工事は、「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」（平成18年4月1日付）の規定による。

(2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事にあつては、次のア又はイに該当する工事

ア 債務負担行為に係る工事（以下「債務負担工事」という。）にあつては、前号の規定中「出来高」とあるの「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用する。ただし、2年度以降は各会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とする。

イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) 履行保証を付したもののうち、長崎県が役務保証を必要としない工事

(4) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

3 債権譲渡の承諾は1請負契約について1回とする。ただし、債務負担工事にあつては、各会計年度の出来高予定額について1回とする。

債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

この際、債権譲渡整理簿（昭和49年4月25日49監第187号「長崎県建設工事執行規則の施行について」様式第6号）に必要事項を記載し、保管するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書

- ① 本要領に定める様式を使用していること。
- ② J V案件の場合、J Vの名称、J Vの代表構成員及びその他の構成員全員の住所、氏名の記載があること。また、J Vの構成員に大企業が含まれていないこと。
- ③ 次の内容が契約書と一致していること。
 - 工事件名、工事場所、請負金額（債務負担工事にあっては出来高予定額）、工期、契約締結日
 - 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名
 - 債権譲渡人が使用した印
- ④ 支払済の前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
- ⑤ 債権譲受人に対し、口頭、電話等により債権譲渡承諾申請に関し、直接意思確認が得られること。

(2) 債権譲渡契約証書の写し

(1)の③及び④に関する記載事項が一致しているか。

2 前項に定めるほか、次に掲げる事項について確認が得られたときに限り承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡先が、別表に掲げる者であること。
- (2) 債権譲渡人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がないものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事でないこと。
- (4) 前払金の支払いを受けた工事であること。
- (5) 工事履行報告書（様式9）に基づき当該工事の実施工程の出来高が、2分の1以上に到達したことが確認できた場合。

3 第1項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後概ね1週間以内に遅滞なく行うものとする。

4 契約担任者は、第1項の規定により承諾を行ったときは、関係書類を契約関係図書に綴じるものとする。

5 債権譲渡の承諾後の中間前金払及び部分払に関する請求は次のとおりとする。

- (1) 債権譲渡人は中間前金払及び部分払を請求することができない。
- (2) 債権譲受人は部分払のみを請求することができる。

6 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行ってはならない。

（債権譲渡の不承諾）

第8条 第6条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等

人が指定した口座に行うものとする。

(完成払)

第13条 完成払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に工事完成通知書（長崎県建設工事執行規則（以下「規則」という。）様式第16号）に工事記録等を添えて提出し、完成検査を受け、工事完成確認書（様式第20号）を受理した後でなければ行うことはできない。

- 2 債権譲渡人は、前項の確認書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に確認書の写しを提出しなければならない。
- 3 債権譲受人は、前項の確認書の写しを受理後、完成払請求書（規則様式第21号）1通を契約担任者に提出して完成払を請求するものとする。

(部分払)

第14条 部分払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に既済部分検査申込書（規則様式第19号）に工事記録等を添えて検査を申込みし、既済部分検査結果通知書（規則様式第19号の2）を受理した後でなければ行うことはできない。

- 2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に通知書の写しを提出しなければならない。
- 3 債権譲受人は、前項の通知書の写しを受理後、部分払請求書（規則様式第23号）1通を契約担任者に提出して部分払を請求するものとする。なお、債権譲渡人の倒産等により、工事完成前に出来高部分を請求する場合においても当該請求書により請求するものとする。

(不正行為への措置)

第15条 債権譲渡人及び債権譲受人が長崎県に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担任者は、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

(様式類の整備)

第16条 本運用に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類は、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領の様式とする。また、本運用に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本運用に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用することとする。

付則

この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

改 正 後	改 正 前
第1条 (略) (対象工事) 第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。 (1) ～ (3) (略) (4) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事 第3条～第7条 (略) (下請保護) 第8条 (略) 2 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、受注者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）を履行するために使用する下請負人（受注者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（受注者と直接の契約関係を有する者であって法人個人を問わない。）とする。 第9条～第17条 (略)	第1条 (略) (対象工事) 第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。 (1) ～ (3) (略) (4) 請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事 第3条～第7条 (略) (下請保護) 第8条 (略) 2 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、請負者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）を履行するために使用する下請負人（請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（請負者と直接の契約関係を有する者であって法人個人を問わない。）とする。 第9条～第17条 (略)

付 則

この要領は、平成23年1月24日から施行する。

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、長崎県が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定により債権譲渡の承諾をする場合についての取扱を定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 前金払を受けていない工事又は前金払を受けている場合で出来高が既に支払った前払金額（中間前金払の支払を受けた工事にあつては、当該中間前払金額を加算した金額）以上である工事、若しくは契約書第31条第2項の規定に基づく検査（以下「工事完成検査」という。）に合格した工事
 - (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事にあつては、次のア又はイに該当する工事
 - ア 債務負担行為に係る工事（以下「債務負担工事」という。）にあつては、前号の規定中「出来高」とあるの「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用する。ただし、2年度以降は各会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とする。
 - イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - (3) 履行保証を付したもののうち、長崎県が役務保証を必要としない工事
 - (4) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事
- 2 前項以外の工事にかかる債権譲渡は、原則として認めないものとする。ただし、契約担任者において真に必要と判断されるものについてはこの限りではない。

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 債権譲渡の承諾は1請負契約について1回とする。ただし、債務負担工事にあつては、各会計年度の出来高予定額について1回とする。

(債権譲渡人及び債権譲渡先)

第4条 債権の譲渡人は、長崎県と契約を締結した中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）等という資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者）若しくは中堅建設業者（事業協同組合等の組合員となることを認められた事業者）である元請企業（以下「債権譲渡人」という。）とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体（以下「JV」という。）は元請企業の範囲外とする。

2 工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業等を行う者
- (2) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第115条ただし書きの規定により知事が別に定

① (1)の③及び④に関する記載事項が一致しているか。

② 下請負人が存在する場合において、第8条第1項に定める措置が講じられているか。また講じられていない場合は、「下請負人保護に関する特約条項」が添付されているか。

(3) 下請負人等不存在確認書

現場監督職員及び施行体制台帳（対象額以上の工事に限る）の確認により、下請負人等が明らかに存在しないか。

(4) 印鑑証明書（別表2に掲げるもの以外の事業協同組合のみ）

債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約証書（写）記載の所在地、名称、代表者及び使用した印が、印鑑証明書と一致しているか。

2 前項に定めるほか、次に掲げる事項について確認が得られたときに限り承諾するものとする。

(1) 債権譲渡人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がないものであること。

(2) 債権譲渡先が、承諾するに足りる事業協同組合等又は金融機関等であること。

3 第1項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後概ね1週間以内に遅滞なく行うものとする。ただし、工事完成検査合格後における申請に対する承諾は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後速やかに行うものとする。

4 契約担任者は、第1項の規定により承諾を行ったときは、関係書類を契約関係図書に綴じるものとする。

5 債権譲渡の承諾後の中間前金払及び部分払に関する請求は次のとおりとする。

(1) 債権譲渡人は中間前金払及び部分払を請求することができない。

(2) 債権譲受人は中間前金払及び部分払を請求することができる。

6 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行ってはならない。

（債権譲渡の不承諾）

第7条 第5条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、契約担任者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した通知書（様式5）を交付するものとする。

（下請保護）

第8条 債権譲渡の承諾を行うに当たり、下請保護の観点から、以下の措置を講じるものとする。

(1) 債権譲渡契約証書締結時において、次に掲げる債権譲渡人倒産時におけるいずれかの措置が講じられていること。

なお、債権譲渡人の倒産時等の下請保護に関しては、債権譲渡人及び債権譲受人が責任をもって行うこととし、契約担任者は関与しないものとする。

ア 債権譲渡人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が契約担任者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、債権譲渡人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、債権譲渡人と債権譲受人の間に任意に定めるものとし、契約担任者は関与しないものとする。

イ 債権譲渡人の倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が契約担任者から受け取る当該工事請負代金額から債権譲渡人への貸付金等を精算の上、残余の部分を債権譲渡人に代わって下請負人等に支払う旨の特約。

ただし、債権譲受人が別表2に掲げる者の場合は、同組織の事務体制にかんがみ、当分の間は、債権譲受人が契約担任者から受け取る当該工事請負代金額から債権譲渡人への貸付金等を精算の上、債権譲渡人の倒産による任意整理において、残余の部分を別表2に掲げる者が債権譲渡人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払う旨の特約についても、認めるものとする。

- 2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に通知書の写しに保証事業会社との間に締結した中間前金に関する保証契約の保証書を添付して提出しなければならない。
- 3 債権譲受人は、前項の通知書の写しを受理後、次の書類を契約担任者に提出して中間前金払を請求するものとする。
 - (1) 中間前金払請求書（規則様式第 22 号の 4） 1 通
 - (2) 中間前金に関する保証契約の保証証書
- 4 第 1 項の認定請求は、第 11 条の融資実行後、工期（債務負担工事においては当該年度の工期）の 2 分の 1 を経過し当該工期内に実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗率が請負代金額（債務負担工事においては出来高予定額）の 2 分の 1 以上に達した後でなければ行うことができない。

（部分払）

- 第 14 条 部分払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に既済部分検査申込書（規則様式第 19 号）に工事記録等を添えて検査を申込みし、既済部分検査結果通知書（規則様式第 19 号の 2）を受理した後でなければ行うことはできない。
- 2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に通知書の写しを提出しなければならない。
 - 3 債権譲受人は、前項の通知書の写しを受理後、部分払請求書（規則様式第 23 号）1 通を契約担任者に提出して部分払を請求するものとする。なお、債権譲渡人の倒産等により、工事完成前に出来高部分を請求する場合においても当該請求書により請求するものとする。

（不正行為への措置）

- 第 15 条 債権譲渡人及び債権譲受人が長崎県に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担任者は、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

（様式類の整備）

- 第 16 条 本要領に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本要領に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用することとする。

（地域建設業経営強化融資制度に伴う債権譲渡）

- 第 17 条 地域建設業経営強化融資制度（平成 20 年 10 月 17 日付国総建第 197 号国総建整第 154 号）における債権譲渡の承諾をする場合には、「地域建設業経営強化融資制度の運用について」において別に定めるものとする。

付 則

- この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。
この要領は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。
この要領は、平成 23 年 1 月 24 日から施行する。

(様式1-1) [工期途中による債権譲渡の場合(譲渡先が1者の場合)]

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 受注者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名称
代表者職氏名

印

受注者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金の融資等を行うとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由

2. 譲渡対象債権

(1) 工事名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工事場所

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額(又は出来高予定額)

金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6) 支払済み前払金額 金 円

(7) 支払済み部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円〔平成 年 月 日現在見込額〕

((8) = (5) - (6) - (7)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 融資実行等に関し必要な出来高確認は乙【乙及び丙】が行います。なお、乙【乙及び丙】は、本件工事請負契約に基づき貴殿が行う出来高査定結果については、一切異議を申し立てません。

5. 本件債権譲渡の承諾を得た後は、甲は工事請負契約に定められた中間前金払(部分払)は請求いたしません。

6. 本件に関する連絡先及び担当者

(1) 所属

(2) 電話番号

(3) 職氏名

(様式1-2) [完成検査後の債権譲渡の場合(譲渡先が1者の場合)]

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 受注者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名称
代表者職氏名

印

受注者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由

2. 譲渡対象債権

- (1) 工事名
- (2) 契約締結日 年 月 日
- (3) 工事場所
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額(又は出来高予定額)
金 円
- (6) 支払済前払金額 金 円
- (7) 支払済部分払額 金 円
- (8) 債権譲渡額 金 円

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 本件に関する連絡先及び担当者

- (1) 所属
- (2) 電話番号
- (3) 職氏名

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 受注者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

受注者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金の融資等を行うとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由 地域建設業経営強化融資制度を利用するため

2. 譲渡対象債権

(1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工 事 場 所

(4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額(又は出来高予定額)

金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円〔平成 年 月 日現在見込額〕

((8) = (5) - (6) - (7)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 融資実行等に関し必要な出来高確認は乙【乙及び丙】が行います。なお、乙【乙及び丙】は、本件工事請負契約に基づき貴殿が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。

5. 本件債権譲渡の承諾を得た後は、甲は工事請負契約に定められた中間前金払(部分払)は請求いたしません。

6. 本件に関する連絡先及び担当者

(1) 所 属

(2) 電話番号

(3) 職 氏名

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

(譲渡人) 様
(譲受人) 様
(譲受人) 様

発注者 契約担任者 印

年 月 日付けで依頼があった下記工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、長崎県建設工事標準請負契約書第5条第1項ただし書の規定に基づき承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の「かし担保責任」が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人は工事請負契約書に定められた中間前金払(部分払)は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 契約金額(又は出来高予定額)
円
- (5) 既受領金額 円(前払金等の合計額)

2. 債権額 円

3. 留意事項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分の相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書2.(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とする。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金等及び譲渡人倒産時の当該工事に係る下請人等の債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- (4) 本件契約以外の契約により発生する発注者の譲渡人に対する請求権があるときは、発注者は、当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (5) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。
- (6) 譲渡人倒産時の下請人等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- (7) その他、譲渡人及び譲受人は、債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付欄

(様式2-2) [完成検査後の債権譲渡の場合(譲渡先が2者の場合)]

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

(譲渡人) 様
(譲受人) 様
(譲受人) 様

発注者 契約担任者 印

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の「かし担保責任」が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

1. 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 契約金額 (又は出来高予定額) 円
- (5) 既受領金額 円 (前払金等の合計額)

2. 債 権 額 円

3. 留 意 事 項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、請負代金額から工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 本件契約以外の契約により発生する発注者の譲渡人に対する請求権があるときは、発注者は、当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (4) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。
- (5) その他、譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付欄

協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第6条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本特約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。
- 3 第4条第2項の場合、乙が甲に対して乙の債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第7条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第8条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第3条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者署名押印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住 所
商 号
代表者名

契約書
使用印

債権譲受人（乙） 住 所
名 称
代表者名

印

第5条（協力義務）

乙及び丙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙及び丙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第6条（受益の意思表示）

下請負人は、乙及び丙に対して、本特約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲、乙及び丙は、その権利を損なう行為をすることができない。
- 3 第4条第2項の場合、乙及び丙が甲に対して乙の債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙及び丙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第7条（説明請求）

下請負人は、乙及び丙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第8条（合意解約の禁止）

甲、乙及び丙とは、下請負人が第3条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

この契約を証するため本書3通を作成し、当事者署名押印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住 所
商 号
代表者名

契約書
使用印

債権譲受人（乙） 住 所
名 称
代表者名

印

債権譲受人（丙） 住 所
名 称
代表者名

印

(様式4) (譲渡先が2者の場合)

下請負人不存在確認書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 受注者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

(丙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

今回、工事請負代金の債権譲渡承諾依頼を行った下記工事については、下請負人が存在しないことを確認しました。

記

1. 工 事 名

2. 契約締結日 年 月 日

3. 工事場所

4. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

5. 請負代金額 (又は出来高予定額)

金 円

(様式5) (譲渡先が2者の場合)

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

(甲) 受注者・譲渡人

(乙) 譲受人

(丙) 譲受人

あて

契約担当者

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

2 承諾しない理由

(記載例)

- ☐ 締結済の債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- ☐ 本件工事については、履行期限が○年○月○日であるところ、ここ数週間に渡り正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。

(様式 6')

誓 約 書

年 月 日

長崎県建設工業協同組合
様

債 務 者
(債権譲渡人)

貴組合から、今般、金 円也を借用するにあたり、別紙支払状況
・支払計画書のとおり、支払を行うことを誓約いたします。なお、貴組合より下請人等への支払の
証拠書類を求められた時は協力いたします。

(様式8) (譲渡先が1者の場合)

融 資 等 実 行 報 告 書

年 月 日

契 約 担 当 者 様

受注者・譲渡人 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

譲 受 人 所 在 地
名 称
代表者職氏名

印

譲渡人が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、譲渡人、
譲受人間において当該譲渡債権を担保とする (例：金銭消費貸借) 契約を 年 月 日付けで
締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、 (例：金銭を貸し渡し)、譲渡人はこれを受け取りまし
たので、譲渡人、譲受人連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記口座にお振込下さい。
なお、本件融資等に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、
譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名
 2. 工事場所
 3. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
 4. (1) 請負代金額 (又は出来高予定額) 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
 - (2) 支払済前払金額 金 円
 - (3) 支払済中間前払 金 円
 - 金額及び部分払額 金 円
 - (4) 債権譲渡額 金 円 [平成 年 月 日現在見込額]
- (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

[承諾番号]

[振込口座]

- (1) 振込希望金融機関名 ○○銀行△△本(支)店
- (2) 預金の種別、口座番号 ××預金 ××××××××
- (3) 口 座 名 義 (ふりがな)
××××

(様式9) [地域建設業経営強化融資制度を利用の場合]

工事履行報告書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日		
月 別	予 定 工 程 %	実 施 工 程 %	備 考
平成〇〇年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
平成〇〇年 月			
月			
月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。
予定工程：当初契約時に提出の工程表に対応する予定工程